

**i** マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります  
(令和3年10月から運用スタート)

◆利用には事前準備が必要です

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前に1〜3の準備が必要です。

1 マイナンバーカードの取得(4桁の利用者証明用電子証明書の設定)

2 マイナポータルの初期設定(ログイン)

3 健康保険証として利用するための申込み

◆サポートします

本庁住民課、佐賀支所地域住民課ではマイナンバーカードを保険証として利用するための申込み手続きのサポートを行っています。お持ちいただく物

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号(4桁の利用者証明用電子証明書)

※注意1

利用の申込みをした後も、今までどおり保険証は交付されます。

※注意2

カードリーダーを備えていない

医療機関ではマイナンバーカードの保険証利用ができません。  
◆マイナンバー(12桁の数字)は使えません

マイナンバーカードの保険証利用は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使いません。また、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うこともありません。

◆6つのメリット

1 健康保険証として使えるように(マイナンバーカード電子証明期限内)

就職や引越しをしても新しい保険証を待たずにマイナンバーカードで受診ができます。ただし、従来通り医療保険への届出は必要です。国民健康保険の方は役場へ届出をしてください。

2 医療保険の資格確認がスムーズに

医療機関や薬局の受付でカードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、時間が短縮されます。

3 窓口への書類の持参が不要に

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高

額医療費の限度額証などの書類の持参が不要になります。

4 保険管理、医療の質の向上に

マイナポータルで、かかりつけの医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診察や服薬管理が可能となります。

5 医療保険の事務コストの削減に

医療費の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者などの事務処理のコスト削減につながります。

6 医療費控除が便利に

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(令和3年11月から予定)。

確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費控除を取得し、医療機関などの領収書がなくても手続きができるようになります(令和3年分からの実施予定で、準備が整ったものから順次拡大していく予定になっています)。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係・国保係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

**i** 「ひだまりの会」講演会

四万十市社会福祉センターにて、大切な方を事故や病气、自死によって亡くされたご遺族、またご遺族に関わる周囲の方たちに向けたグリーンフケアの講演会を開催します。

講師は、一般社団法人日本グリーフ専門士協会理事の井手敏郎さんです。

講演終了後、自死遺族のみの交流会も予定しています。

◆開催日時

12月11日(土)

午後2時〜午後4時30分

(受付午後1時30分)

◆場所

四万十市社会福祉センター

◆申込み締切 11月30日(火)

※感染拡大予防のため、事前申込制

○申込み・お問い合わせ

高知県立精神保健福祉センター

☎ 088-821-4966